

亀岡市監査公表 第 6 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月14日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>環境市民部</p> <p>ア 市民課</p> <p>自動証明写真機設置料収入において、入札により設置料を決定していたが、当該機器が市役所庁舎の敷地に設置されているため、亀岡市庁舎使用料条例に基づき行政財産の目的外使用料を徴収し、設置料は入札金額から目的外使用料を差し引いた額としていた。目的外使用許可申請及び許可は適正に行われていたが、設置料や設置条件等を定める契約書を作成していなかった。</p> <p>亀岡市財務規則には、契約書の作成を省略できる場合の定めがあるが、本件はそれに該当せず、契約書の作成が必要である。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>なお、本件は行政財産の目的外使用許可(地方自治法第238条の4第7項)と貸し付け(同条第2項第4号)を併用しているが、どちらか一方に整理する必要があると考える。</p>	<p>業者の要望があり、令和2年3月31日をもって、自動証明写真機は、撤去されている。</p> <p>再設置については、地方自治法第238条の4第2項第4号及び同法施行令第169条の3の規定に基づき、貸し付けできる場所があるのか、総務課と協議中である。</p> <p>今後は適正な事務処理を徹底する。</p>
<p>まちづくり推進部</p> <p>ア 都市計画課</p> <p>開発許可等手数料について、調定伝票の控</p>	<p>規定及び管理状況を再確認し、調定伝票の</p>

<p>えが見当たらないものが数件あった。</p> <p>亀岡市文書取扱規則には、全ての文書は、文書分類基準表の分類番号により分類整理し、これを保管しなければならないと定められている。なお、文書分類基準表において、調定伝票の控えの保存年限は5年と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>イ 建築住宅課</p> <p>(ア) 市営住宅の駐車場及び共同物置において、目的外使用料を徴収しているが、行政財産使用許可申請書の提出がなく、行政財産使用許可書の交付も行われていなかった。</p> <p>亀岡市営住宅管理条例施行規則には、目的外使用の許可を受けようとする者は、管理者に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(イ) 市有地占用料の算出において、占用許可書の占用期間が令和元年5月30日から令和2年3月31日までの11箇月分であったが、10箇月分として計算されているものがあった。</p> <p>市有地占用料の算出に準用されている亀岡市道路の占用に関する条例には、年額をもって定める占用料で占用期間が1年に満たないものは、月数に年額の12分の1を乗じて得た額と定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p> <p>(ウ) 市有地占用に係る許可事務において、許可申請書に使用（占用）期間が記載されていないものがあった。</p> <p>亀岡市財務規則には、行政財産の使用の許</p>	<p>控えを保管ファイルに適正に備え付けるよう徹底した。</p> <p>亀岡市営住宅管理条例施行規則に従い、目的外使用の許可を受けようとする者は、管理者に行政財産使用許可申請書を提出し、行政財産使用許可書の交付を受けるよう徹底する。</p> <p>本件については、本来6月3日以降の日付で許可書を交付すべく事務処理を行っていたところだが、誤って5月30日付けで交付してしまったものであり、あらためて6月3日付けの「市有地占用許可書」を交付した。</p> <p>今後は適正な事務処理を徹底する。</p> <p>亀岡市財務規則に従い、市有地占用に係る許可を受けようとする者は、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項</p>
--	--

<p>可をするときは、当該許可を受けようとする者から、使用しようとする行政財産の表示、使用しようとする期間、使用の目的及び財産管理者の指示する事項を記載した許可申請書を提出させなければならないと定められている。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>を記載した許可申請書を提出するよう徹底した。</p>
--	-------------------------------

亀岡市監査公表 第 7 号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和元年度定期監査の結果に基づき講じた措置について、亀岡市教育委員会教育長から通知があったので、次のとおり公表する。

令和2年8月14日

亀岡市監査委員 関本孝一

亀岡市監査委員 福井英昭

令和元年度定期監査結果に対する措置状況

指 摘 事 項	講 じ た 措 置
<p>教育部</p> <p>ア 教育研究所</p> <p>非常勤嘱託職員報酬等の支払いにおいて、亀岡市教育委員会事務専決規程の定めで学校教育課長の決裁が必要となるものが、学校教育課長の決裁を受けず、所長の決裁で支払われているものがあった。</p> <p>規定に基づき適正な事務処理をされたい。</p>	<p>非常勤嘱託職員報酬等について、亀岡市教育委員会事務専決規程第8条第1号の規定に基づき、学校教育課長の決裁を受けて支払うこととした。</p>